

大学院修士段階における「授業料後払い制度」について

2024 年度より、国内の大学院修士段階（博士前期課程を含む）を対象として「授業料後払い制度」が国により導入されました。

制度の詳細については文部科学省・日本学生支援機構からの通知をご覧ください。

文部科学省 [授業料後払い制度に関する Q&A](#)

日本学生支援機構 [授業料後払い制度（大学院修士段階） | JASSO](#)

これらの通知に関してのご質問には本学ではお答えできません。

大学院修士段階における「授業料後払い制度」 2025 年 4 月現在	
【制度の概要】 ①授業料支援 + ②生活費奨学金	① 授業料支援 対象者の授業料相当額について、国（日本学生支援機構）が大学（和洋女子大学大学院）へ立替払いし、国（日本学生支援機構）が大学（和洋女子大学大学院）に授業料を振込※する。対象者は大学院修了後の所得に応じて返還するという制度。返還方法は利用総額に達するまで卒業後の所得に応じて納付。第一種奨学金との併用は不可。 ※支援対象授業料の大学への振り込み 日本学生支援機構と大学との間で、契約を締結している必要があります。 和洋女子大学は締結済み大学です。 締結校についてはこちら→ https://x.gd/25M6E ② 生活費奨学金 対象者は、希望した場合に限り、月額 2 万円または 4 万円（選択可）で貸与を受けることが可能。 生活費奨学金は本人へ直接振り込み。生活費奨学金のみの貸与は不可。
【対象者】 1～4 をすべて満たす者	1. 令和 6 年度（2024 年度）以降に国内の大学院に進学した者。 2. 本人が和洋女子大学大学院に「授業料後払い制度利用希望申請書」を提出し、申請を行った者。 3. 日本学生支援機構（JASSO）の修士段階を対象とした、月額 5 万円又は 8 万 8 千円の第一種奨学金（以下単に「第一種奨学金」という。）と同様の申し込み資格及び家計基準、学業成績基準を満たす者。目安として本人年収 300 万円程度以下（単身者の場合） 4. 過去に貸与を受けた奨学金の返還が延滞中である等、第一種奨学金の貸与を受けられない事由がない者。
【対象額】	国が定めた額※を上限として大学が請求する授業料 ※2025 年 4 月現在…776,000 円/年 388,000 円/半期
【申請方法とスケジュール】	学生課に来課し、説明を受け、所定の書類を提出していただきます。スケジュールは来課時にお伝えします。
【注意事項】	本制度は、修了後に"返還の義務が発生する"ことを十分にご理解いただいた上で、お手続きをお願いします。本制度については国から追加で取り扱いに関する案内が更新される可能性があり、続報がある場合は随時当ホームページに掲載いたします。